

令和4年度「読書バリアフリー・コンソーシアム」公募要領

1 趣旨

令和2年7月に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、地方公共団体において読書バリアフリー基本計画による取組がより具体的に進展するよう、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行えるような体制の構築を図る必要があるとされている。このため、地域において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な館種の図書館や関係行政組織・団体等が連携した読書バリアフリー・コンソーシアムを設置し、物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリー推進のための取組を行う。

2 内容

行政、図書館、学校、団体関係者等によるコンソーシアムを組織し、読書バリアフリー推進のための取組を行う。また、本事業の成果や課題等を全国に発信する。

具体的には下記（1）①又は（1）②、及び（2）を実施する。

（1）「読書バリアフリー・コンソーシアム」の設置

①地域における読書バリアフリー・コンソーシアム

自治体の学校教育担当部局・社会教育担当部局・福祉部局、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館、障害者関係団体、ボランティア団体、企業等の関係者によるコンソーシアムを組織し、読書バリアフリー推進のための取組を行う。

（取組例）

- ・自治体における関係者協議会等の設置（必須）
- ・本の相互貸借等の物的資源の共有・連携強化
- ・特定分野に秀でた司書・職員等の相互派遣等の人的資源の共有・連携強化
- ・自治体における読書バリアフリー推進計画の策定
- ・研修事業の一元的実施
- ・読書を行う障害者増加に向けた広報
- ・フォーラムや研究協議会の開催
- ・その他地域における読書バリアフリー推進に向けた取組 等

②広域的な読書バリアフリー・コンソーシアム

複数地域における学校図書館、特別支援学校、大学、全国団体等の関係者によるコンソーシアムを組織し、学校における読書バリアフリー推進のための取組を行う。

（取組例）

- ・関係者協議会等の設置（必須）
- ・学校・学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報の把握・共有（リポジトリ）の在り方の検討
- ・新たに必要とされる電子書籍等を効率的に製作する仕組の検討
- ・その他学校における読書バリアフリー推進に向けた取組 等

※①、②のいずれもコンソーシアム自立化に向けた方策を検討する。なお、取組を行うに当たっては、地域の実情に応じて適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

(2) 取組の成果・課題の普及、啓発

本事業によって得られた成果物（実施報告書や、パンフレット、本事業により作成した副教材・指導資料等）は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。

3 委託先

都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人、及び取組を企画、実施できる法人格を有する団体又は任意団体（以下「教育委員会等」という）。

ただし、任意団体の場合は、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和5年3月10日（金）

事業規模：1件当たり3,040千円程度

採択数：2件（予定）

なお、各事業の採択数は予定であり、審査委員会において決定するものとする。

6 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

7 企画提案書（事業計画申請書等）の提出方法等

(1) 提出書類

①企画提案書（事業計画申請書等）

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

③誓約書

なお、地方公共団体は②、③の提出不要。国立大学法人、公立大学法人は③の提出不要。

(2) 提出様式

企画提案書は、様式1～4及び9の事業計画申請書等によって代えることとする。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサー等の判読しやすいもので作成すること。

(3) 提出方法

書類は、以下の通り、提出すること。

- ・電子メールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【機関名】読書バリアフリーコンソーシアム企画提案書提出」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が25MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、1日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下（4）②「本件担当」まで照会すること。

(4) 提出先

①電子メール

tosyo@mext.go.jp

②本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

図書館・学校図書館振興室図書館振興係（宛）

TEL:03-5253-4111(内線3484)

(5) 提出締切（予定）

令和4年3月8日（火）17時

(6) その他

- ・企画提案書の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
また、提出された企画提案書については、返却しない。
- ・不明な点がある場合はメールもしくは電話にて（4）②「本件担当」へ問い合わせること。なお、公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

- ・提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

8 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反すこととなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人には適用しない。

9 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が企画提案書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備しておくこと。

なお、再委託先がある場合には、再委託先にも周知しておくこと。

- ・事業計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。）
- ・委託経費総括表、委託対象経費内訳
(再委託の場合、加えて再委託経費総括表、再委託対象経費内訳)
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・別紙(銀行口座情報)

10 スケジュール（予定）

- ①公募開始：令和4年2月15日（火）
- ②公募締切：令和4年3月8日（火）17時
- ③審査：令和4年3月上旬～中旬
- ④結果通知：令和4年3月下旬
- ⑤契約締結：令和4年4月1日以降
- ⑥契約期間：契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

11 委託事業完了（廃止等）報告について

- (1) 本事業の委託を受けた教育委員会等は、事業を完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、様式5～9により、事業完了（廃止等）報告書、事業実施報告書、収支決算書、支出を証する書類の写し、第三者への再委託がある場合には再委託事業実施報告書、収支決算書（再委託先用）を、事業終了後10日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い期日までに、文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記(1)で定める事業完了（廃止等）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

12 その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など事業計画書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (2) その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。
- (3) 本公募は、令和4年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によつては、業務規模、スケジュール等を変更する場合がある。